

A. 研究目的

企業の社会的責任（CSR）活動において企業は利害関係者（ステークホルダー）に対して責任ある行動をとるため、企業活動として体制整備や社内活動を推進している。これは欧米から広まった活動であるが、日本においても徐々にCSR活動を行う企業が増加していると考えられる。企業は顧客、株主、地域住民、地球環境等の様々なステークホルダーを持ち、その一つが従業員である。従業員に対する社会的責任としては、従業員教育や賃金、基本的人権の尊重などが考えられるが、労働安全衛生も社会的責任活動の一つであると考えられている。このような活動は活動するにとどまらず、各企業は説明責任も持っており、毎年その活動をHPや冊子等で公表している。

各企業が公開しているCSR関連報告書（環境報告書、社会環境報告書、CSR報告書等）における労働安全衛生関連の記述に関して、調査することでCSR活動における労働安全衛生の位置づけが明確になると想られ、企業活動として行われるCSR活動の中での労働安全衛生の位置づけが明確になれば、労働安全衛生活動を行う意義や役割が理解され、今後の労働安全衛生の活性化にも繋がるものと考えられる。

そこで、我々は2004年度から2012年度まで、東証一部上場企業が公開したCSR関連報告書（以下、報告書）における産業保健活動に関する記述内容を検討し、経年的な動向を明らかにしてきた。これまでに観察された1) 報告書の公表企業数（公表率）の増加、2) 「CSR報告書」の名称を使用する企業の増加、3) 労働安全衛生関連ページの数の増加、という傾向を確認した。

今後、企業がCSR関連報告書のなかで積極的に労働安全衛生活動を記載するためには、どのようなことを記載すべきかを記したガイドラインを作成することが有用と考えられる。そこで、ガイドラインを作成するために必要な情報をあつめた資料集を作成することを目的とした。

B. 研究方法

2004年度から2012年度まで各年度の東洋経済新報社会四季報秋号に基づき、東証一部上場企業を特定し調査対象とした。企業のホームページ上に公開されているPDFファイル形式で公表されている報告書の記述内容を確認し、集計および解析を行った。その情報をもとに、資料集を作成した。

（倫理面への配慮）

CSR関連報告書は各企業がHPや冊子にて一般公開しているもので、内容を調査することは倫理的に問題無いと考えられる。CSR活動に対しては、各ステークホルダーや第3者からの意見も重要と考えられるため、むしろこのような調査を行うこと自体、社会的に意義のある活動であると考えられる。

C. 研究結果

CSRにおける労働安全衛生の報告のための資料集を参照。

D. 考察

我々は、2004年度から2012年度まで、東証一部上場企業が発行する、すべてのCSR関連報告書を確認し、特に労働安全衛生に関する記載内容を調査した。年々、労働安

全衛生に関する記載内容は増えていたものの、平均で全体の1ページ強と、少ない紙面で記載している企業が多かった。内容も、企業によって様々であり、その時々の話題に応じて記載していると考えられた。

一方、社外の立場にたって、その企業の労働安全衛生活動を知りたいと考えたとき、
・どの範囲の対象者（労働者）に対して、
どのような体制で労働安全衛生活動を行っているか
・どのようなことが労働安全衛生上の課題となっているのか（化学物質管理やメンタルヘルスに関すること）
・その課題の現状を知るためのデータ（例；メンタルヘルスによる疾病休業者数・日数等）
・課題に対して、どのような目標・計画で活動を行っているのか
などについての情報が必要である。

このように、社内で報告をする者、社外でその報告をされる者、両者にとって、どのような報告内容がよいのか、検討することは有意義である。

本研究では、CSR関連報告書のなかで、労働安全衛生を報告するための議論の土台として、各種ガイドラインや本研究の知見

をまとめた「資料集」を作成した。これを叩き台として、報告内容についての議論を深め、ガイドラインを作成したいと考えている。

E. 結論

CSRにおける労働安全衛生の報告のための資料集を作成した。本資料集をもとに、CSR関連報告書に、労働安全衛生に関して、どのような情報を公開すべきか、議論を行い、ガイドラインを作成することが有用である。

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

①Occupational Safety and Health Aspects of CSR -Nine-year longitudinal research on Japanese companies listed on the TSE-1-, Tomohisa Nagata, Mika Hiraoka, Mai Norimune, Kousuke Sakai Seitarou Ikemizu, Taichi Shimizu, Daisuke Miyabe, Hirosuke Takahashi, Koji Mori: the 2014 American Occupational Health Conference (AOHC), U.S.A. April 2014

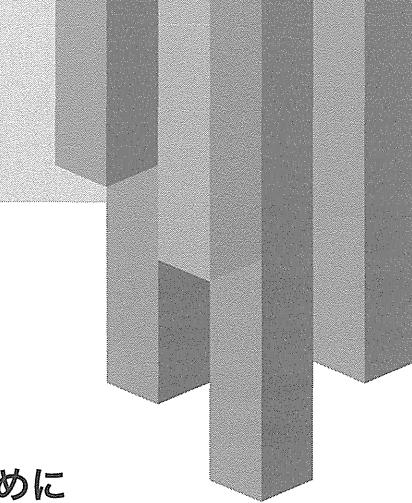
※ **CSRにおける 労働安全衛生の報告のための 資料集**

Ver 1.0
2014.3.1

労働安全衛生を継続的に改善し、その内容を報告することにより、
CSRの取組みを推進します

※CSR=企業の社会的責任





はじめに

私たちが CSR 関連報告書に記載されている労働安全衛生対策の記載状況の調査を始めた 2004 年には、主に環境側面にその主眼が置かれており、社会的側面、特に内部の構成員である従業員に対する配慮に関する記述は一部の企業に限られました。その後、環境報告書から CSR 報告書や環境・社会報告書などといったように、CSR 関連報告書の名称も変化し、CSR 活動として行われる範囲が多くの企業で拡大していきました。また、社会的側面の中で従業員への配慮が盛り込まれ、その一部として労働安全衛生対策が位置づけられる状況が定着しました。

労働安全衛生対策、すなわち従業員の生命と健康を守るために取組の成果は、単に法令の遵守だけでは達成できません。それぞれの企業の明確な方針に基づき、事業活動の一部として捉えた自主的な活動の推進が不可欠になってきています。その意味で、労働安全衛生対策を CSR 活動として推進し、その成果を公表することは、対策の推進の動機にもなりますし、また企業に対する社会の認識の向上にも貢献するはずです。

しかしこれまで、我が国の労働安全衛生対策の現状に合った資料が存在していなかったため、CSR 関連報告書に記載されている内容は、一般的な活動項目の羅列であったり、具体的な活動が記載されていてもその成果がまったく示されていなかったりするものがほとんどでした。そこで私たちは、各社における労働安全衛生対策の取組みの努力が適切に社会に示されるよう、「CSR 活動における労働安全衛生対策に関する報告のための資料集」を作成することしました。多くの企業で本資料集を参考にして労働安全衛生対策を記載していただくことによって、自社の取組を他社と比較できるようになりますし、対策自体の推進のための指針としても活用いただけるのではないかと、期待しています。

産業医科大学 産業生態科学研究所 教授（産業保健経営学研究室）

産業医実務研修センター長

森 晃爾



目次

はじめに p.1

目次 p.3

1. CSRについて p.4

(1) CSRとは

(2) CSR関連報告書

2. 資料集作成について p.6

(1) 資料集の目的と内容

(2) 資料集の対象

(3) 何のためにCSR関連報告書を作成するか

3. 労働安全衛生 p.8

(1) 企業は何のために労働安全衛生に取り組むか

(2) CSRにおける労働安全衛生

4. GRIガイドライン p.10

5. CSR関連報告書に記載する労働安全衛生活動の内容 p.12

(1) 方針、目標・計画 (Plan)

(2) 活動内容 (Do)

(3) 評価 (Check)・改善 (Act)

(4) PDCAサイクル

6. 労働安全衛生会計の可能性 p.17

(1) 環境会計、CSR会計

(2) 労働安全衛生会計、健康会計

(3) 労働安全衛生活動コスト

(4) 労働安全衛生活動の効果

7. さいごに p.21

参考文献

謝辞

1 CSRについて



(1) CSRとは

CSRは、Corporate Social Responsibilityの略で、「企業の社会的責任」と呼ばれています。企業が社会の一員として、社会に対して果たすべき役割と責任、です。つまり、企業が社会の一員として、社会と企業の持続的発展を目指して、経営戦略の一部に位置づけ、さまざまなステークホルダー（利害関係者）との相互交流を深め、経済・環境・社会問題について、社会の信頼を得るために果たすべき自主的取組みです。ステークホルダーには、顧客・消費者、従業員、株主等が含まれています。

(2) CSR関連報告書

多くの企業は、自社のCSR活動を報告書としてまとめています。報告書の名称は、環境報告書、環境・社会報告書、CSR報告書、サステナビリティ・レポートなど、様々です。本資料集では、これらをまとめて「CSR関連報告書」と称します。最近では、財務情報と統合して報告する企業もあります。

産業医科大学では、2004年度から2012年度にかけて、東証一部上場企業が紙媒体、または、PDFファイル形式で発行したCSR関連報告書の内容について、記載内容と記載量を調査してきました。

表1. 東証一部上場企業のCSR関連報告書の発行数およびタイトルの推移

発行年	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
東証一部上場企業	1583	1661	1706	1723	1736	1734	1707	1702	1717
報告書公開企業									
数	412	492	571	567	577	612	629	624	668
%	26.0%	29.6%	33.5%	32.9%	33.2%	35.3%	36.8%	36.7%	38.9%
報告書タイトル(N)									
環境報告書	288	257	207	136	122	132	101	90	87
環境社会報告書	80	129	161	149	144	132	133	132	137
CSR報告書	24	77	156	210	237	275	294	294	336
sustainability report	13	14	20	19	24	21	25	18	20
その他	7	15	27	53	50	53	76	90	88

産業医科大学産業医実務研修センターの研究チームによって、2004年から2012年まで、各年度の東洋経済新報社 会社四季報（秋号）に掲載されている東証一部上場企業のホームページをすべて検索し、掲載されているCSR関連報告書を閲覧・調査しました。

本資料集では、その研究結果（データ）をお示しいたします。

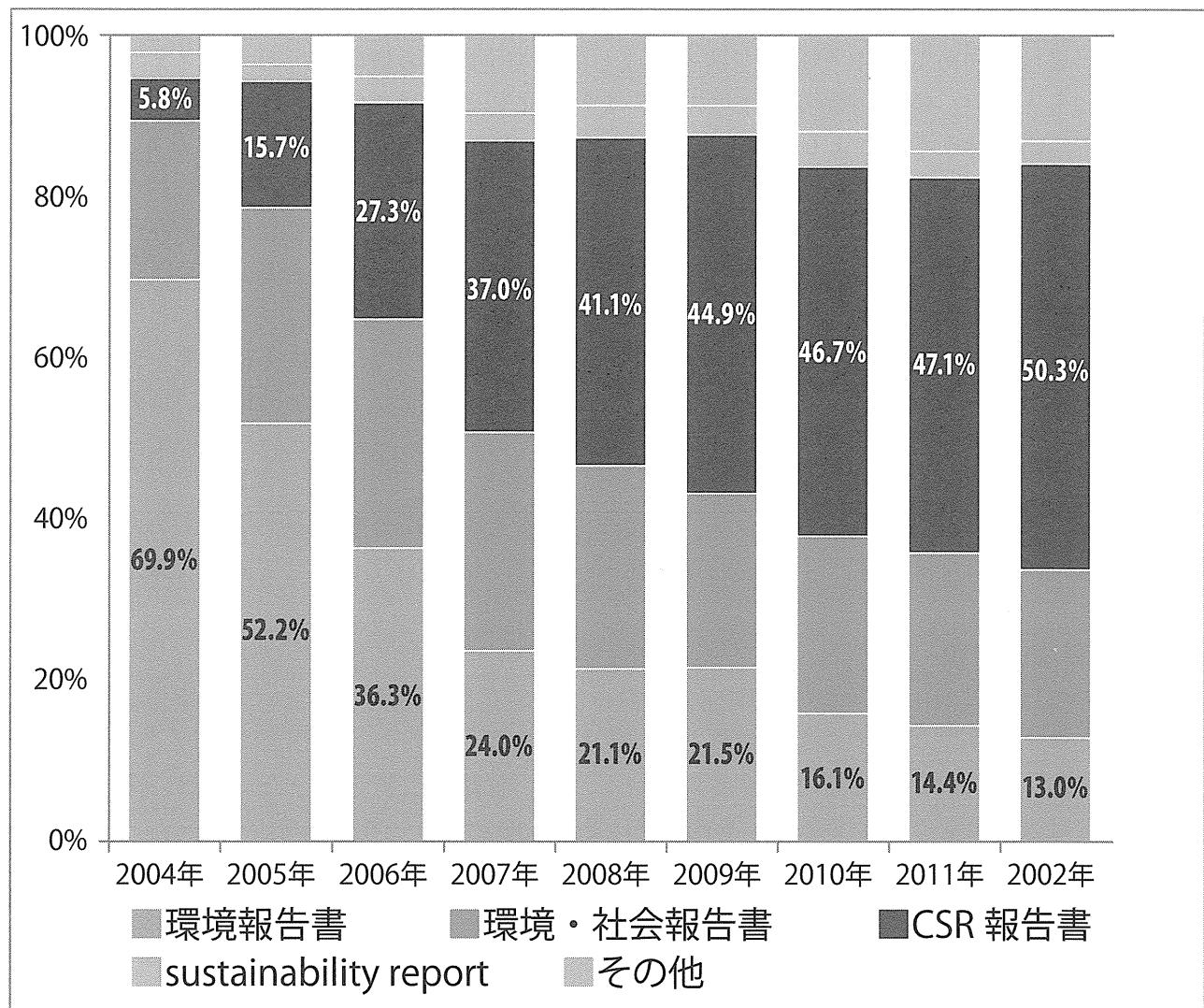


図1. CSR 関連報告書のタイトル名の推移

2004年当初は「環境報告書」の名称が使用され、記載内容も環境に関する活動に限定していましたが、徐々に「CSR 報告書」の名称が使用されるようになりました。記載内容も、環境に関することのみでなく、社会活動も含めて幅広くなっています。

近年では、紙媒体で CSR 関連報告書を発行する企業の数は減り、PDF ファイル形式やウェブページに直接、活動内容を掲載する企業が増えてきています。

2 資料集作成について



(1) 資料集の目的と内容

この資料集は、初めてCSR関連報告書を作成し労働安全衛生の報告を行おうと考えている事業者の方々はもとより、既に労働安全衛生の報告を行っている事業者の方々にも、効果的・効率的に安全衛生活動を行ううえでより充実した報告を行うための参考となるよう作成したものです。

本資料集は、特に継続的改善の考え方を重要視して作成しました。効果的・効率的な安全衛生活動とは、安全衛生活動の方針、目標を設定し、活動後に適切に評価して改善に結びつける、いわゆるPDCA(Plan-Do-Check-Act)サイクルを円滑にまわすことが重要と考えます。つまり、労働安全衛生活動を、マネジメントシステムの考え方に基づいて活動を行うことです。

本資料集は、CSRに関する各種ガイドライン、文献を参照しつつ、現状を踏まえ、望ましいと思われる方向及び内容を考え、まとめました。しかし、ここで取り上げた項目及び情報・指標は必要十分なものを限定列挙したものではなく、現時点での検討結果をまとめたものです。本資料集自体も継続的改善のために、今後改訂を重ねていく予定です。

本資料集の作成に関わったメンバーは、産業保健（労働衛生）の専門家です。そのため、安全衛生活動のなかでも産業保健（労働衛生）活動にやや重きが置かれていることをご了承ください。

(2) 資料集の対象

この資料集は、日本においてCSR関連報告書を作成・発行する企業において、報告書のなかの労働安全衛生の箇所を執筆する方を対象と想定しています。ただし、報告書を作成・発行していない企業でも、自社の活動を管理（マネジメント）し、継続的改善を行うためには、記録を残しておくことは大変重要なことであり、本資料集はその一助となると考えます。

本資料集に記載しているデータの多くは、東証一部上場企業のデータを集計したものです。現在、日本において、資金及び人材が比較的抱負である事業者を中心にCSR活動が行われています。将来的には、中小企業を含めたすべての企業が作成・公表していくことが望ましいと思います。

(3) 何のためにCSR関連報告書を作成するか

CSR関連報告書の読者は、ステークホルダー（利害関係者）です。顧客・消費者、従業員、地域社会、株主等の投資家などです。

企業の社会的責任では、単にCSR活動を行うのみでなく、活動の内容をステークホルダーに説明する（説明責任を果たすこと；Accountability）も含まれています。そのため、CSR関連報告書を発行・公表すること自体が、CSR活動といえます。

CSR関連報告書を発行・公表することで、企業にどのようなメリットがあるか、考えてみたいと思います。CSR活動を行うことは、社会や環境に関わる事業機会を獲得し、事業リスクを回避するという意味で、企業価値を高めます。また、企業イメージや長期投資家の投資行動にもプラスの影響を与えるといわれています。ただし、そのためには社外のステークホルダーに広く自社のCSR活動を知ってもらう必要があり、その媒体の一つがCSR関連報告書です。

社内においても、様々な活用場面があります。CSR関連報告書は、自社の基本的な情報に加え、経営方針、企業活動とともに、環境活動、社会的活動等、幅広い情報が掲載されています。従業員に対して、企業活動の詳細と自社の社会的意義を教育する教科書として、格好の教材となりま



す。そのため、従業員のモチベーションアップも期待できます。労働組合においては、自社の労働安全衛生活動を含めたCSR活動を改善するための提案を行うための大切な情報源となります。

つまり、CSR関連報告書は、社外では企業価値を高め、社内ではより良い活動へと改善するための道具となるのです。

3 労働安全衛生



(1) 企業は何のために労働安全衛生に取り組むか

企業が安全衛生活動に取り組む目的は様々です。

- ・法令順守

労働安全衛生法 第3条1項

事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようしなければならない。

労働契約法 第5条

使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

- ・リスク管理
(例) 過労死対策
 - ・人的資源管理（人材（人財）を怪我や病気から未然に防ぐ）
 - ・福利厚生（特に健康管理では福利厚生が目的の1つです）
 - ・生産性向上
 - ・CSR
- などがあります。

(2) CSRにおける労働安全衛生

企業が社会的責任を果たすべき対象であるステークホルダー（利害関係者）には、従業員も含まれています。そのため、従業員に対する安全と健康の取組みは、CSR活動の一環と捉えられています。そのことは、各種ガイドラインにも定められています。

2010年11月1日に発行された、ISO26000:2010には、次のように記載されています。

6.4.6 労働慣行に関する課題 4：労働における安全衛生

労働における安全衛生は、労働者の高次な身体的、精神的及び社会的福祉を促進し維持すること、並びに労働条件によって生じる健康被害を防止することに関係する。また、健康に悪影響を及ぼすリスクから労働者を保護すること、並びに職場環境を労働者の生理的及び精神的要求に適応されることにも関係する。

業務上の疾病、傷病及び死亡によって社会が負う経済的及び社会的負担は大きい。労働者にとって有害である偶発的及び慢性的な汚染、その他の職業災害は、コミュニティ及び環境に対しても重大な影響を及ぼすかもしれない。安全衛生の問題は、危険な設備、プロセス、慣行及び（化学的、物理的及び生物的）物質から発生する。